

千葉市公告第207号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月4日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市保育所業務効率化システム運用機器賃貸借

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和6年11月30日

(賃貸借期間：令和7年1月1日～令和11年12月31日の5年間)

(4) 納入場所

千葉市白旗保育所外53施設

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加できる者の形態は共同企業体又は単独企業とし、次のすべての要件を満たしてなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成31年度から公告日迄に自治体に対する電子機器の賃貸借の実績がある者。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所新庁舎高層棟8階

千葉市子ども未来局幼児教育・保育部幼保指導課施設班

電話 043-245-5728

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンクの当事業の箇所からダウンロードすること。

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)

- (2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和6年3月18日(月)までに前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和6年3月15日(金)の午後4時30分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンクの当事業の箇所からダウンロードすること。

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)

6 入札に関する質問

- (1) 入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 公告の日から令和6年3月11日(月)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和6年3月15日(金)

エ 回答方法 電子メールで回答する。

- (2) 仕様書等に関する質問

ア 受付期間 令和6年3月22日(金)から令和6年3月29日(金)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和6年4月5日(金)

エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

令和6年4月15日(月)15時(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後4時30分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

- (2) 入札及び開札の場所 千葉市役所新庁舎高層棟8階 M会議室801

- (3) 入札方法 システム導入期間及び賃貸借期間における総額で行う。

- (4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限

の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課で閲覧できる。
- (6) 前記2(1)に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和6年3月18日(月)までに千葉市財政局資産経営部契約課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。
- (7) 本契約に係る令和6年度予算が、議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and Quantity of the Service to be Required:

Leasing of the equipment required for the operation of the Efficiency System for the Chiba City Childcare Centre.

(2) Date and Time of Tender:

Monday the 15th of April 2024, 15:00 p.m. (Bids submitted by mail should be sent via registered mail to the office listed in (3) and must be received by 4:30 p.m. on Friday the 12th of April 2024)

(3) Contact Information:

Facilities Section,
Early Childhood Education and Care Guidance Division,
Early Childhood Education and Childcare Department,
Children's Future Development Bureau,
8th Floor, High Rise Building, Chiba City
1-1 Chibaminato, Chuo Ward,
Chiba City, Chiba Prefecture 〒260-8722
Tel: 043-245-5728

(4) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.